

単価契約仕様書

子ども若者はぐくみ局桃陽病院

(担当 山本、塚園 電話 641－8275)

件名	(単価契約) 桃陽病院送迎等運行業務委託
予定数量	1, 440台 (120台×12か月)
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	別紙のとおり

桃陽病院送迎等運行業務委託仕様書

1 運行業務

(1) 業務場所

京都市伏見区深草大亀谷岩山町 4 8 - 1

京都市桃陽病院

(2) 業務内容

・ 毎日

京都市桃陽病院（以下「病院」という。）職員送迎に係る運行業務

・ 随時

その他送迎業務週平均 5 台程度（ 病院 ⇄ 京阪墨染駅・ J R 藤森駅・ 地下鉄六地蔵駅間）

(3) 送迎運行業務

基本的な送迎運行の路線については以下のとおりとし、受託者は定められた路線に従い運行すること。
日々の庸車台数については前日までに受託者に対し連絡する。

毎 日	午前【職員送迎】 8 : 0 5 ~ 8 : 2 0 (15 分)	京阪墨染駅 → 病院【片道】 J R 藤森駅	5 ~ 6 名 程度
	午後【職員送迎】 1 7 : 2 5 ~ 1 7 : 4 0 (15 分)	京阪墨染駅 病院 → 【片道】 J R 藤森駅	5 ~ 6 名 程度
随 時		京阪墨染駅 J R 藤森駅 地下鉄六地蔵駅 → 病院【片道】 ←	1 ~ 2 名 程度

送迎運行日：月曜日～金曜日 【土曜日、日祝祭日及び年末年始（1 2 / 2 9 ~ 1 / 3）を除く】

2 支払い

- (1) 委託料は、使用実績に応じた金額を、受託者に月単位で支払うものとする。
- (2) 受託者は、料金を毎月末締切りのうえ計算を行い、委託者に請求するものとする。
- (3) 料金の支払期日は委託者受託者双方が協議して決定する。

3 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密及び職員のプライバシーに関わる事項等を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様内容以外の事項については、別途協議する。
- (3) 組織改正に伴い所属名称が変更となる場合があるため、詳細については、別途指示する。
- (4) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら保証しない。